

久慈市再エネゾーニング項目一覧(1/6)

大分類	中分類	No	情報項目	ゾーニングに係る既存情報の収集			久慈市内の該当有無	整備状況	基本エリア			要協議※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別
				概要	出典	年/年度			保全	調整	促進				
事業性に係る情報	風力	90	風況	気象シミュレーションで得られた1991年から2010年の20年間の風況データ（時間解像度1時間・空間解像度500m）に基づき作成された風況情報のメッシュデータをGISデータ化したもの。	環境省「REPOS」風況	2021年8月1日最終閲覧	有り	2021/8/3済			●	法令等はないが、『平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査 報告書』（2011.3、環境省）の”陸上風力の導入ポテンシャル推計条件”を参考に、ゾーニング利用条件を設定する。	風力5.5m/s以上を対象とする	ポリゴン	
	太陽光	90	日射量	-	-	-	有り	整備中			●	-	-	ポイント ポリゴン	
	中小水力	90	設備容量	-	-	-	有り	整備中			●	-	-	ポイント ポリゴン	
	地形等	91	標高	国土地理院が基本測量として作成した10mメッシュのDEMデータをGISデータ化したもの。	基盤地図情報数値標高モデル（10mメッシュ地形図の等高線）	2021年8月1日最終閲覧	有り	2021/8/3済			●	法令等はないが、『平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査 報告書』（2011.3、環境省）の”陸上風力の導入ポテンシャル推計条件”を参考に、ゾーニング利用条件を設定する。	標高1000m未満を対象とする	ポリゴン	
		92	傾斜角・最大傾斜角	国土地理院が基本測量として作成した10mメッシュのDEMデータをもとに算出した傾斜角データをGISデータ化したもの。	基盤地図情報数値標高モデル（10mメッシュ地形図の等高線）	2021年8月1日最終閲覧	有り	2021/8/3済			●	〃	-	ポリゴン	
	インフラ	93	道路	国土地理院が提供している道路線の分布をGISデータとして整備したもの。	国土数値情報「緊急輸送道路」	2021年8月1日最終閲覧	有り	2021/8/3済			●	法令等はないが、エリア抽出には用いないが、環境影響評価等におけるリスク低減や、優先的に事業の導入または誘導していくエリアを検討する基礎資料として活用する。	国土数値情報「緊急輸送道路」をもとに補間する	ライン	
		94	系統連系マップ	国土地理院が提供している送電線の分布、及び東北電力管内の電力系統状況をGISデータとして整備したもの。	EADAS	2021年10月6日最終閲覧	有り	2021/10/6済			●	〃	送電線（77kV以下）が該当する	ライン	
		95	発電所・変電所等	発電所及び変電所の位置等をGISデータとして整備したもの。	EADAS	2021年10月7日最終閲覧	有り	2021/10/7済			●	〃	-	ポイント	
	その他	96	既設の風力発電所（発電所位置）	風力発電施設について、位置（点）、発電施設名称等を整備したもの。	EADAS	2021年8月1日最終閲覧	無し	-				法令等はないが、要調整エリアまたは適地エリアのうち、既設及び計画中の風力発電所に新たに計画が加わることは無いと考えられるため、No.90～95の各条件を満たすエリアから既設及び計画中の風力発電所除外したエリアを、促進エリアとするものとする。	-	ポイント	
		97	既設の風力発電設備（風車位置）	風力発電設備について、位置（点）、発電施設名称等を整備したもの。	EADAS	2021年8月1日最終閲覧	無し	-				〃	-	ポイント	
98		計画中の風力発電所	風力発電事業の環境影響評価図書に記載されている事業実施想定区域及び対象事業実施区域の位置等を整備したもの。	EADAS/久慈市提供資料	2021年度	有り	2021/12/24済			●	計画中の風力発電所を含む箇所を除いたエリアを促進エリアとするものとする。	市境界を跨ぐように一部計画エリアに指定	ポリゴン		
環境保全に係る情報（生活環境など）	騒音、風車の影など	1	学校	学校教育法に基づく小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び特別支援学校の位置をGISデータとして整備したもの。	国土数値情報「学校」	2013年度	有り	2021/8/5済	●			環境省REPOSでは建物より500m以上距離を確保している。「発電所に係る環境影響評価の手引 第2章2.（2）判定基準の内容（平成31年3月、経済産業省）」によれば、風力発電所の事業特性や過去のアセス実績等を踏まえ、環境影響の及ぶ範囲を十分に包絡する範囲を1kmとしている。	施設中心より500m以上の距離を確保する	ポイント	
		2	病院	医療法に基づく「病院」「（一般）診療所」「内科診療所」の位置等をGISデータとして整備したもの。なお本データは休止中の施設および企業内の施設等を含む。ただし、巡回のみの医療機関は含まない。	国土数値情報「医療機関」	2014年度	有り	2021/8/5済	●			〃	施設中心より500m以上の距離を確保する	ポイント	
		3	福祉施設	高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する施設の地点等をGISデータとして整備したもの。	国土数値情報「福祉施設」	2015年度	有り	2021/8/5済	●			〃	施設中心より500m以上の距離を確保する	ポイント	
		4	図書館	文化的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う文化施設のうち、図書館のみを抽出してGISデータとして整備したもの。	国土数値情報「文化施設」	2013年度	有り	2021/8/5済	●			〃	施設中心より500m以上の距離を確保する	ポイント	
		5	建物（住居含む）	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物の屋根の外周線をGISデータ化したもの。	基盤地図情報	2021年8月1日最終閲覧	有り	2021/8/3済	●			〃	なお、「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査（平成22年10月、環境省）」において、苦情等が継続している風力発電施設から住宅までの距離は、「200m」から「1,020m」の範囲である。一方、苦情等が終結している風力発電施設から住宅までの距離は、「150m」から「1,500m」の範囲であった。	入ロメッシュにかがる建物抽出を抽出し、建物外周線より500m以上の距離を確保する	ポリゴン
性・環境保全に係る情報（生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い）	重要な地形及び地質	7	日本の地形レッドデータ	日本の自然を代表する地形を希少性、動植物の生息地としての重要性等の基準により選定し、保存状況のランク付けが行われている地形のレッドデータをGISデータ化したもの。	EADAS	2021年10月6日最終閲覧	無し	-				法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、要協議エリアとする。	-	ポリゴン	
		8	地方公共団体の重要な地形・地質	地方公共団体が公表している重要な地形・地質をGISデータとして整備したもの。	EADAS	2021年10月6日最終閲覧	無し	-				法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、要協議エリアとする。	-	ポリゴン	
		9	世界ジオパーク、日本ジオパーク	ユネスコの定める基準に基づいて認定された「ユネスコ世界ジオパーク」、日本ジオパーク委員会に認定された「日本ジオパーク」の情報を整備したもの。	三陸ジオパークホームページ/EADAS	2018年度	有り	2021/10/7済			●	法令等はないが、ジオパークの目的に照らし、地質遺産として保全しつつ、ジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指すことであることから、要協議エリアとする。	久慈市全域が三陸ジオパークに指定されている	ポイント ポリゴン	
		10	レッド・データ土壌	日本ペドロジ学会が「日本国内における保全上重要な土壌でかつ破壊の恐れがある土壌」について整理した位置情報をGIS化したもの。	EADAS	2021年10月7日最終閲覧	無し	-				法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、要協議エリアとする。	-	ポリゴン	

久慈市再エネゾーニング項目一覧(2/6)

大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度	久慈市内の該当有無	整備状況	基本エリア			要協議※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別		
									保全	調整	促進						
環境保全に係る情報(生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い)	動物	11	希少猛禽類、渡り鳥の渡りルート、集結地	※鳥類調査を実施中	※鳥類調査を実施中	-	有り	※鳥類調査を実施中				●	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011、環境省)等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故(バードストライク)が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から、要協議エリアとする。		ポイント ライン ポリゴン		
		12	イヌワシ・クマタカ2次メッシュ情報	1990年から2002年3月におけるイヌワシ及びクマタカの生息分布状況を、生息確認ランク別に2次メッシュで示したものの。	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	2011年/2013年度	有り	2021/10/7済				●	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011、環境省)等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故(バードストライク)が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から、保全を検討すべきエリアとの理解から要協議エリアとする。	2次メッシュ(約10キロ四方)データである。	ポリゴン		
		13	オオワシ・オジロワシ2次メッシュ情報	オジロワシ・オオワシ合同調査グループの一斉調査結果、環境省保護増殖事業の分布調査2007~2009年の情報収集に基づいた海ワシ類の出現状況を2次メッシュで示したものの。	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	2011年/2013年度	無し	-						〃	〃	ポリゴン	
		14	渡りをするタカ類集結地2次メッシュ情報	1989年から20年間のサシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカの秋季、春季の渡り時期における前項の観測地点における数量調査結果を、2次メッシュ単位の日最大出現数を階級表示したものの。	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	2011年/2013年度	無し	-						〃	〃	ポリゴン	
		15	主な渡りのルート、集結地	2013年から2016年度の環境省自然環境局の調査結果に基づき、ガン類、ハクチョウ類、ツル類、海ワシ類、海ワシ類以外の猛禽類等の渡りルート図をGISデータとして整備したものの。	鳥類の渡りのルートに関する調査及びセンシティブティマップ作成等委託業務報告書/EADAS	2017年度	有り	2021/10/11済					●	〃	夜間の渡りルートのみ該当する。	ライン	
		16	ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地2次メッシュ情報	全国におけるマガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウの越冬期、渡り期の集結地における数量調査結果について、2次メッシュ単位の分布情報、日最大出現数等の情報を整備したものの。	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	2011年/2013年度	有り	2021/10/11済					●	〃	オオハクチョウのみ該当する。	ポリゴン	
		17	シギ・チドリ類モニタリングサイト1000	シギ・チドリ類、絶滅危惧種のズクロカモメ・クロツラヘラサギ・ヘラサギ・ツクシガモの等について、環境省生物多様性センターが個体数調査及び調査地周辺の環境状況の調査を実施しているモニタリングサイトの位置を整備したものの。	EADAS	2021年10月11日最終閲覧	無し	-						〃	法令等はないが、希少猛禽類以外の鳥類、コウモリ類も、希少猛禽類と同様にバードストライク等の飛翔阻害が懸念されるため、要協議エリアとする。	ポイント	
		18	海鳥繁殖地	環境省生物多様性センターのHPで公開している「海鳥コロニーデータベース」より海鳥の繁殖が確認されている場所の位置等を整備したものの。	海鳥コロニーデータベース/EADAS	2018年度	有り	2021/10/12済						●	〃	〃	ポリゴン
		19	鳥を指標とした重要生息環境(IBA)	国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが重要な野生生息地を是界全体のネットワークとして保全していくことを目的として、共通のIBA基準により選定した「鳥類を指標とした重要な自然環境」のエリア情報をGISデータと	EADAS	2021年10月12日最終閲覧	無し	-						〃	〃	ポリゴン	
		20	日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(EAAFP)」参加	東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(EAAFP)に参加している国や団体が、保護活動を行っている渡り鳥性水鳥の重要な生息地の位置情報等をGISデータ化したものの。	EADAS	2021年10月12日最終閲覧	無し	-						〃	〃	ポイント	
		21	コクガンの行動圏に関する情報	日本におけるコクガンの春の移動、生息地用の衛星追跡データを整備したものの。	Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol)	2016年	無し	-						〃	〃	ポリゴン	
	動物	22	コウモリ洞分布	「日本のコウモリ洞総覧」に掲載されているコウモリ洞窟位置が含まれる市町村の位置等の情報を整備したものの。	日本のコウモリ洞総覧(澤田勇, 自然誌研究雑誌, 第2/3/4号別	1994年	有り	2021/10/13済					●	法令等はないが、希少猛禽類以外の鳥類、コウモリ類も、希少猛禽類と同様にバードストライク等の飛翔阻害が懸念されるため、要協議エリアとする。	原典のとおりS60市区町村界使用する。	ポリゴン	
		23	コウモリ分布	一般公開されている関連各種の文献(1958~2016年)を対象にコウモリ類の生息情報を抽出し、確認された地名を1km格子のポリゴンメッシュデータに変換した上で、各種情報を3次メッシュとして整	EADAS	2016年	有り	2021/10/13済					●	〃	〃	ポリゴン	
		24	ウミガメ産卵地	日本沿岸のウミガメの主な産卵地のおおよその位置情報をGISデータとして整備したものの。	海洋台帳 ウミガメ産卵地データ(NPO法人日本ウミガメ協議会提供)	2021年10月13日最終閲覧	無し	-						〃	法令等はないが、海岸線沿い等への風力発電施設の立地により生物の衝突等産卵地への影響が懸念されるため、要協議エリアとする。	ポイント	
		25	絶滅危惧種(動物)分布情報	環境省レッドリストに掲載された動物種について、いきものログのユ-ザ報告結果および環境省調査結果に基づき、絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)絶滅危惧II類(VU)、および準絶滅危惧(NT)の分布データを2次メッシュデータとして整備したものの。	環境省レッドリスト/生物情報収集・提供システムいきものログ		有り	整備中					●	〃	2次メッシュ(約10キロ四方)データである。	ポリゴン	

久慈市再エネゾーニング項目一覧(3/6)

ゾーニングに係る既存情報の収集													要 協 議 ※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別	
大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度	久慈市内の 該当有無	整備状況	基本エリア								
									保 全	調 整	促 進						
		26	その他の動植物分布情報	環境省をはじめさまざまな組織や個人が持っている生きもの情報を集積して、みんなで共有して提供するシステム上で重要と判断した分布情報を2次メッシュデータとして整備したもの。	生物情報収集・提供システムいきものログ		有り	整備中				●	〃	2次メッシュ（約10キロ四方）データである。		ポリゴン	

久慈市再エネゾーニング項目一覧(4/6)

大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度	久慈市内の該当有無	整備状況	基本エリア			要協議※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別	
									保全	調整	促進					
環境保全に係る情報（生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い）	植物	27	植生自然度図	環境省による第2回～第5回自然環境保全基礎調査（植生調査）に基づき整備された1/5万植生図を整備したもの。	環境省生物多様性センター-WebGISデータ	1999年	有り	2021/8/3済			●	●	法令等はないが、保全上重要なエリアである旨記載されているため、要協議エリアとする。		ポリゴン	
		28	特定植物群落	環境省による第2回調査、第3回調査及び第5回自然環境基礎調査（特定植物群落）の結果について、位置情報公開のものをGISデータとして整備したもの。	環境省生物多様性センター-WebGISデータ	1999年	有り	2021/8/3済			●	●	〃		ポリゴン	
		29	巨樹・巨木林	環境省による第4回調査及び第6回自然環境基礎調査（巨大樹・巨大林）にて確認された巨樹・巨大林の位置情報をGISデータとして整備したもの。	環境省生物多様性センター-WebGISデータ	2001年	有り	2021/10/15済				●	●	〃		ポイント ポリゴン
		30	絶滅危惧種（植物）の分布情報	植物I（維管束植物） レッドリストの2007年版に掲載された公開種561種について、絶滅危惧（絶滅危惧IA類（CR）、絶滅危惧IB類（EN）及び絶滅危惧II類（VU））の分布データを2次メッシュデータとして整備したもの。	環境省レッドリスト	2007年度	有り	整備中					●	他のモデル地域では、エリア抽出への利用実績無し。	2次メッシュ（約10キロ四方）データである。	ポリゴン
	重要な自然環境	31	重要里地里山	「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500箇所）として環境省が選定した結果を基に、おおよその位置等を整備したもの。	環境省生物多様性保全上重要な里地里山HP	2016年	有り	2021/10/14済			●	●	●	法令等はないが、生物多様性保全上重要な里地里山として環境省でも紹介しており、また、保全活動を行う地域の団体が存在している可能性があり、その団体等と調整を行った上でエリア設定することが望ましいことから、要協議エリアとする。		ポリゴン
		32	重要湿地	平成13年度に選定され、その後見直しされた「日本の重要湿地500」についての分布情報をGISデータ化したもの。	環境省生物多様性の観点から重要度の高い湿地HP	2021年10月14日最終閲覧	無し	-						法令等はないが、生物多様性の観点から重要度の高い場所として環境省でも紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから要協議エリアとする。		ポリゴン
		33	生物多様性保全のための重要地	国際環境NGOのコンサベーション・インターナショナルが世界共通の基準を用いて選定した「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA：Key Biodiversity Area）」について、日本国内における調査の成果をGISデータとして整備したもの。	コンサベーション・インターナショナル・ジャパンKBA日本地図ダウンロードページ	2021年10月14日最終閲覧	有り	2021/10/14済			●	●	●	法令等はないが、生物多様性の観点から重要度の高い場所として紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから、要協議エリアとする。		ポリゴン
	景観	34	干潟・藻場・サンゴ礁分布	環境省による第4回（平成1～4年度）及び第5回（平成9～13年度）の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における干潟・藻場・サンゴ礁の位置等を整備したもの。また、衛星画像を解析した藻場調査（2018～2020年度）に基づいて、藻場分布を整備したもの。	環境省生物多様性センター-WebGISデータ	2020年度	有り	2021/10/15済					●	法令等はないが、生物多様性の観点から重要度の高い場所として環境省でも紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから要協議エリアとする。	藻場のみ該当する。	ポリゴン
		35	重要な眺望点	“大事にしたい、今後も残したいと思う美しい景観”として、岩手県が募集した優れた景観の視点場の位置を整備したもの。	景観資源データベース「いわての残したい景観」	2021年12月7日最終閲覧	有り	2021/12/7済					●	法令は無いが要協議エリアとする。		ポイント
		36	景観資源	環境省による第3回自然環境保全基礎調査（昭和61～62年）のうち、自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象の位置及び特性に関する情報についてGISデータ化したもの。	国土数値情報 地域資源データ	1989年/2012年	有り	2021/10/19済					●	〃		ポイント
	自然との触れ合い	37	景観の主要な眺望点	35重要な眺望点と同じ。	景観資源データベース「いわての残したい景観」	2021年12月7日最終閲覧	有り	2021/12/7済					●	〃		ポイント
		38	長距離自然歩道	環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めている長距離自然歩道（四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道）の情報をGISデータとして整備したもの。	EADAS	2018年	有り	2021/10/19済					●			ライン
39		海水浴場・潮干狩り場	海水浴場および潮干狩り場について、その代表的な位置や名称等の情報をGISデータとして整備したもの。	EADAS	2015年度	有り	2021/10/20済					●	法令等はないが、自然を活用した場として既に存在していることから、風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、要協議エリアとする。	海水浴場のみ該当する。	ポイント	

久慈市再エネゾーニング項目一覧(5/6)

ゾーニングに係る既存情報の収集												要 協 議 ※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別	
大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度	久慈市内の 該当有無	整備状況	基本エリア							
									保 全	調 整	促 進					
	の 活 動 の 場	40	観光資源	(財)日本交通公社が設置した「観光資源評価委員会」が検討・選定し作成した「観光資源台帳」に掲載されている観光資源のうち評価ランクがA級以上のもの、および観光庁が保有する各都道府県の観光地点等に関する情報を整備した「観光地点等名簿」に記載されるものを統合しGISデータ化したもの。	国土数値情報 観光資源 データ	2014年	有り	2021/10/20済				●				ポイント ポリゴン

久慈市再エネゾーニング項目一覧(6/6)

大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度	久慈市内の該当有無	整備状況	基本エリア			要協議※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別	
									保全	調整	促進					
環境保全等の法令等により指定された保護地域	自然公園等	41	自然公園区域（国立公園）	自然公園法に基づいて国（環境省）が指定し管理する国立公園について、名称、区分等の情報を整備したもの。	国土数値情報 自然公園地域データ/EADAS	2017年	有り	2021/8/3済	●				国立公園、国定公園内の開発行為は自然公園法施行規則等により、許可基準が定められており、要届出行為となる普通地域においても自然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと考えられることから、国立公園、国定公園内のすべての地域を保全エリアとする。	普通地域も保全エリアとする。	ポリゴン	
		42	自然公園区域（国定公園）	自然公園法に基づく国定公園について、範囲（面）、区分（同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等）等を整備したもの。	国土数値情報 自然公園地域データ	2017年	無し	-						普通地域も保全エリアとする。	ポリゴン	
		43	自然公園区域（都道府県立）	自然公園法に基づく県立自然公園について、範囲（面）、区分（同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等）等を整備したもの。	国土数値情報 自然公園地域データ/EADAS	2017年	有り	2021/8/13済	●					県立自然公園内の開発行為は、若干県立自然公園条例によって許可基準が定められており、風力発電施設の設置にあたり大きな制約があるほか、要届出行為となる普通地域においても自然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと考えられることから、県立自然公園は全て保全エリアとする。	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html	ポリゴン
		44	国立公園利用施設計画	利用施設計画により定められた集団施設地区及び自然公園法施行令第四条第一号から第九号までに掲げる施設等を整備したもの。	EADAS	2020年度	有り	2021/10/21済				●	-			ポイント
	自然環境保全地域	45	自然環境保全地域（国指定）	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲（面）及び区分（原生自然環境地域、特別地区等）を整備したもの。	環境省HP	2021年8月1日最終閲覧	無し	-						自然環境保全法により、開発行為を行う場合には、申請もしくは届出が必要である旨、記載があるため、原生自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、要協議エリアとする。	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html	ポリゴン
		46	自然環境保全地域（都道府県指定）	岩手県自然環境保全条例に基づき、天然林などの現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件から見て自然環境を保全することが必要な特定の地域について、県自然環境保全地域として指定された区域を整備したもの。	EADAS	2021年8月1日最終閲覧	無し	-						岩手県自然環境保全条例に基づき、天然林などの現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件から見て自然環境を保全することが必要な特定の地域について、県自然環境保全地域として指定された区域を整備したもの。		ポリゴン
		47	緑地環境保全地域	岩手県自然環境保全条例に基づき、国立公園、国定公園、県立自然公園、国や県指定の自然環境保全地域、都市公園、風致地区、緑地保全地区以外の区域において自然的社会的諸条件から維持に資すると指定された区域を整備したもの。	いわてデジタルマップ	2021年10月21日最終閲覧	無し	-								ポリゴン
	生息地保護区	48	生息地等保護区	種の保存法に基づく「生息地等保護区」について、2次メッシュ位置情報を整備したもの。	環境省HP生息地等保護区一覧	2021年10月21日最終閲覧	無し	-						種の保存法により、国内希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されている。各種の開発行為を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要である。このことから、利用される可能性があるため、要協議エリアとする。		
		49	鳥獣保護区（国指定）	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定の鳥獣保護区の範囲をGISデータとして整備したもの。	国土数値情報 鳥獣保護区データ	2015年	無し	-						鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図ることが明記されているが、必ずしも立地ができないと明記されていないわけではないため、要協議エリアとする。		ポリゴン
	保安林	50	鳥獣保護区（都道府県指定）	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲をGISデータとして整備したもの。	国土数値情報 鳥獣保護区データ	2015年	有り	2021/8/3済	●			●	〃			ポリゴン
		51	保安林（国有林・民有林）	国土利用計画法土地利用基本計画に基づく森林地域について、保安林の範囲（面）を整備したもの。	・国土数値情報 森林地域データ（民有林） ・国土数値情報 国有林野データ（国有林） ・久慈・閉伊川森林計画区三陸北部森林管理署久慈市署第5実施計画図	・2015年 ・2018年 ・2021年	有り	2021/8/13済	●			●	水源涵養、災害防備、生活環境保全、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために指定されており、原則保安林指定解除は認められていないが、指理由が消滅したとき、および公益上の理由が生じたときには解除が認められる場合があるため、要協議エリアとする。	https://www.rinva.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/kuiisivozumen.html	ポリゴン	
		52	保護林（国有林）	国土利用計画法土地利用基本計画に基づく森林地域について、国有林の範囲（面）を整備したもの。	・国土数値情報 国有林野データ ・久慈・閉伊川森林計画区三陸北部森林管理署久慈市署第5実施計画図	・2018年 ・2021年	有り	2021/8/16済	●			●	林野庁の開発許可制度により、利用許可を得られる可能性があるため、要協議エリアとする。	https://www.rinva.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/kuiisivozumen.html	ポリゴン	
	廊及び緑の回	53	緑の回廊	より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図るため設定された緑の回廊ネットワークをGISデータとして整備したもの。	EADAS	2020年度	有り	2021/10/21済				●	法令は無いが、林野庁が運用している保護林制度の中で、保護林間の野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ることが明記されているため、要協議エリアとする。		ポリゴン	

久慈市再エネゾーニング項目一覧(7/6)

ゾーニングに係る既存情報の収集							久慈市内の 該当有無	整備状況	基本エリア			要 協 議 ※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別
大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度			保 全	調 整	促 進				
	国土保全等 の観点から の指	54	砂防指定地	砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として指定された範囲をGISデータ化したもの。	いわてデジタルマップ	2021年8月18日最終閲覧	有り	2021/12/24済		●	●	砂防指定地内においては、砂防法施行条例により、 施設や工作物の新築・、改築・除却、掘削・切土・盛土などの土地の形状変更、立木竹の伐採など治水上砂防のため支障があると認められる行為が制限されている。 これらの行為をしようとするときは知事の許可を受ける必要があるため、要協議エリアとする。	https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/map?theme=th_59#pos=141.6389385217392%2C40.15931145270473&scale=120000	ポリゴン	
		55	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した地すべり防止区域の位置等についてGISデータとして整備したもの。	国土数値情報 地すべり防止区域データ	2020年度	有り	2021/8/16済		●	●	地すべり防止区域内においては、 地すべり等防止法により、地表水を放流、停滞させる行為や地下水を増加させる行為など地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長、誘発する行為について制限されている。 これらの行為をしようとするときは知事の許可を受ける必要があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン	
環境保全等 の法令等により 指定された 保護地域	国土保全等 の観点から の指定地域等	56	急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）第3条に基づき、都道府県知事が指定した急傾斜地崩落危険区域の位置等についてGISデータとして整備したもの。	国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域データ	2020年度	有り	2021/8/16済		●	●	急傾斜地崩壊危険区域においては、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、水を放流し又は停滞させる行為や、切土・盛土など、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある行為について制限されており、これらの行為をしようとするときは知事の許可を受ける必要があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン	
		57	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、岩手県が指定する土砂災害警戒区域の範囲または位置、及び種別、名称等のデータをGISデータとして整備したもの。	国土数値情報 土砂災害警戒区域データ	2020年	有り	2021/8/16済		●	●	土砂災害防止法に基づき、都道府県知事により指定された区域であり、特に土砂災害特別警戒区域は、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われるため、要協議エリアとする。		ポリゴン	
		58	河川区域、河川保全区域及び河川予定地	河川の中心線および水涯線の分布をGISデータとして整備したもの。	いわてデジタルマップ	2021年8月18日最終閲覧	有り	整備中※県北広域振興局土木部河川港湾課に確認予定				●	河川法に基づき、河川管理者の許可が必要になるため、要協議エリアとする。		ポリゴン
		59	海岸保全区域	海岸線について、位置（線）、所管官庁等をGISデータとして整備したもの。	国土交通省「海岸保全基本方針・海岸保全基本計画」	2013年	有り	2021/10/28済				●	導入が想定される風車を設定した上で、「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」等に照らし、海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないことを確認する必要があるため、要協議エリアとする。		ライン
環境保全等 の法令等により 指定された保	景観等 関連	60	景観形成区域（のうち景観重点地区）	景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が景観計画で定めた「景観計画区域」（第8条第2項第1号）、及び各景観行政団体が定めた景観計画区域のうち、特徴的な景観を有しているなど、特に良好な景観の形成を図るべきであると、条例等で指定した「景観重点地区」を整備したもの。	岩手県景観計画 国土数値情報 景観計画区域データ	2021年8月18日最終閲覧	有り	2021/8/18済				●	届出により開発許可を得られる可能性があるため、要協議エリアとする。	市内全域が岩手県景観計画の対象範囲であるが、景観重点地区に類する区分のエリアはない。	ポリゴン
		61	景観重要建造物	景観行政団体が景観法第19条第1項により指定した景観重要建造物について、その位置情報等を整備したもの。	国土交通省HP 景観まちづくり/国土数値情報 景観重要建造物・樹木データ	2021年10月28日最終閲覧	無し	-					〃		ポイント
		62	景観重要樹木	景観行政団体が景観法第28条第1項により指定した景観重要樹木について、その位置情報等を整備したもの。	国土交通省HP 景観まちづくり/国土数値情報 景観重要建造物・樹木データ	2021年10月28日最終閲覧	無し	-						〃	ポイント
		63	景観地区・準景観地区	市町村が景観法第61条第1項により、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた区域をGISデータとして整備したもの。また、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、景観の保全を図るために定めた区域をGISデータとして整備したもの。	国土交通省HP 景観まちづくり	2021年10月28日最終閲覧	無し	-						〃	ポリゴン
		64	風致地区	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれら自然環境と調和した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に、都市計画法により定められている地区をGISデータとして整備したもの。	久慈市都市計画図	-	無し	-						〃	ポリゴン
		65	緑地保全地域	都市緑地法第5条に基づき、都市計画で定めた良好な自然環境の形成に必要な地域をGISデータとして整備したもの。	久慈市都市計画図	-	無し	-						〃	ポリゴン
		66	歴史的風土保存区域・特別保存地域	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき定められた土地をGISデータとして整備したもの。	都市緑地データベース	2021年10月28日最終閲覧	無し	-						〃	ポリゴン
		67	重要文化的景観	文化財保護法第2条第1項第五号より定められた文化的景観の中で、特に重要な景観として選定されたものをGISデータとして整備したもの。	文化庁HP 重要文化的景観一覧	2021年10月28日最終閲覧	無し	-						〃	ポリゴン
		68	近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街地の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定された区域をGISデータとして整備したもの。	都市緑化データベース、土地利用基本計画データ（各都道府県、土地・水資源局）、関係法令	2021年10月28日最終閲覧	無し	-						〃	ポリゴン
69	久慈市が定める景観区域	久慈市が景観計画で定めた「景観計画区域」を整備したもの。	-	2021年10月28日最終閲覧	無し	-						〃	ポリゴン		

久慈市再エネゾーニング項目一覧(8/6)

ゾーニングに係る既存情報の収集							久慈市内の 該当有無	整備状況	基本エリア			要 協 議 ※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別	
大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度			保 全	調 整	促 進					
護 地 域	文 化 財	70	国指定文化財等	文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等の位置等について整備したもの。	国指定文化財等データベース	2021年8月16日最終閲覧	有り	2021/8/16済		●	●	文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合があり、取り扱いを慎重に行う必要があるため、要協議エリアとする。	有形文化財2件あるものの。指定範囲のデータはない。	ポイント		
		71	選定文化財（重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観）	文化財保護法第144条の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定した区域を整備したもの。また、文化財保護法第134条第1項の規定に基づき、日本の景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているものうち、特に重要なものとして国（文部科学大臣）が選定したものをGISデータとして整備したもの。	文化庁HP 重要伝統的建造物群保存地区一覧	2021年8月16日最終閲覧	無し	-				文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合があり、取り扱いを慎重に行う必要があるため、要協議エリアとする。		ポイント		
		72	都道府県指定文化財	都道府県が文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、都道府県指定等の文化財以外の重要な文化財について、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データをGISデータとして整備したもの。	国土数値情報 都道府県指定文化財データ	2014年	有り	2021/10/26済				●	〃			ポイント
		73	久慈市指定文化財	久慈市指定の文化財について、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データをGISデータとして整備したもの。	久慈市HP/一社) 岩手県芸術文化協会HP	2020年	有り	2021/11/4済				●	〃			ポイント
		74	埋蔵文化財（国指定）	文化財保護法の規定により指定された埋蔵文化財について、位置（点）等を整備したもの。	いわてデジタルマップ	2021年10月26日最終閲覧	有り	2021/12/24済				●	●	文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合があり、取り扱いを慎重に行う必要があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン
		75	埋蔵文化財（都道府県・市町村指定）	文化財保護法の規定により指定された埋蔵文化財について、位置（点）等を整備したもの。	いわてデジタルマップ	2021年10月26日最終閲覧	有り	2021/12/24済				●	●	文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合があり、取り扱いを慎重に行う必要があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン
環 境 保 全 等 の 法 令 等 に よ り 指 定 さ れ た 保 護 地 域	自 然 再 生 事 業 の 対 象 と な る 区 域	76	自然再生事業対象区域	自然再生推進法に基づく自然再生事業の対象区域をGISデータ化したもの。	環境省HP 環境省が行う自然再生事業	2021年10月26日最終閲覧	無し	-					法令等に基づく規制は無いが、再生しようとしている自然環境の立地特性も踏まえ、影響を及ぼさないように調整する必要があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン	
社 会 的 調 整	農 地 等	77	農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地をGISデータ化したもの。	国土数値情報 農業地域データ/久慈農業振興地域整備計画書	2016年度/2016年度	有り	2021/8/16済			●	●	農業振興地域の整備に関する法律により、農業振興地域の農用地区域内において宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更をしようとする場合、又は建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築をしようとする場合は、あらかじめ、これらの開発行為について以下の開発許可基準に該当しないことを確認の上、知事の許可を受けなければならない ①開発行為により、当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。（開発行為の目的が一時的に農用地等以外の用途に供するものでない場合） ②開発行為により、開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。（開発行為に起因する災害発生のおそれがある場合） ③開発行為により、開発行為に係る土地の周辺農用地等のための農業用排水施設の機能に著しい支障をおよぼすおそれがあること。（開発行為によって農業用排水施設の損壊、土砂の流入による用排水の停滞、汚濁水の流入などのおそれがある場合）		ポリゴン	
		78	農業振興地域	将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域をGISデータ化したもの。	久慈農業振興地域整備計画書	2016年度	有り	2021/8/16済				●	●	届出により開発許可を得られる可能性があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン
		79	農地又は採草放牧地	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをGISデータ化したもの。	久慈農業振興地域整備計画書	2016年度	有り	整備中				●	●	〃		ポリゴン
		80	農業地域	土地利用基本計画に基づき指定された農業地域について、範囲（面）をGISデータ化したもの。	国土数値情報 農業地域データ	2016年度	有り	2021/11/4済				●	●	〃		ポリゴン

久慈市再エネゾーニング項目一覧(9/6)

ゾーニングに係る既存情報の収集													要協議※	法令等に基づく設定根拠	備考	データ種別
大分類	中分類	No	情報項目	概要	出典	年/年度	久慈市内の該当有無	整備状況	基本エリア							
									保全	調整	促進					
が必要な地域等	航空法等	81	制限表面	航空法により定められた空港周辺における建物等の制限区域をGISデータとして整備したもの。	各空港事務所が公表している制限表面	2021年10月6日最終閲覧	無し	-					航空法により、制限されているため、保全エリアとする。		ポリゴン	
		82	航空路監視レーダー	航空路管制業務に使用されている航空路監視レーダー(ARSR)および洋上航空路監視レーダー(ORSR)の位置(点)を整備したもの。	国土交通省HP 航空路監視レーダー(ARSR)等の配置及び覆域図	2021年10月6日最終閲覧	無し	-					法令等はないが、航空機の位置を探知し、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等レーダーを用いた航空路管制業務に使用されるレーダーであることから、レーダーを妨害しないエリアを設定する必要があるため、要協議エリアとする。		ポイント	
		83	レーダー(自衛隊・在日米軍)	自衛隊および在日米軍が管理運用し、公開しているレーダーサイトの位置(点)を整備したもの。	防衛省 自衛隊HP	2021年10月6日最終閲覧	無し	-						法令等はない(※場合によっては自衛隊法が関わる可能性有り)が、国防任務を妨害する可能性があるため、要協議エリアとする。		ポイント
	電波法	84	伝搬障害防止区域	電波法第102条2の第3項の規定に基づく伝搬障害防止区域図をGISデータとして整備したもの。	伝搬障害防止区域図縦覧システム	2021年11月16日最終閲覧	有り	2021/11/16済					●電波法により、伝搬障害防止区域では、風力発電施設等の建築主は伝搬障害の有無等を確認する必要があるため、要協議エリアとする。		ポリゴン	
		85	地上デジタル放送エリア・中継局	一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)が公開している地上デジタル放送の受信エリアのおおよそのめやすとその中継局の分布をGISデータ化したもの。	一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)放送エリアのめやす	2021年11月4日最終閲覧	有り	2021/11/4済					●法令等はないが、建築確認申請時の審査時にテレビ電波への障害の有無について確認される場合等が考えられるため、要協議エリアとする。		ポイント ポリゴン	
	気象レーダー	86	気象レーダー位置	気象庁および国土交通省による観測業務に用いられるレーダーの位置(点)を整備したもの。	気象庁HP/国土交通省HP	2021年10月6日最終閲覧	無し	-					気象業務法に基づき、実施されている気象レーダー等観測への影響が懸念される場合には、国土交通省及び気象庁と協議する必要があるため、要協議エリアとする。		ポイント	
	防衛関係施設等	87	自衛隊施設・在日米軍施設・区域	陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊の基地、米軍の基地、駐屯地等のおおよそ中心位置(点)の情報を整備したもの。	自衛隊HP/EADAS	2021年10月6日最終閲覧	無し	-					法令等はない(※場合によっては自衛隊法が関わる可能性有り)が、国防任務を妨害する可能性があるため、要協議エリアとする。		ポイント	
		88	自衛隊使用水域	自衛隊が実施する海上における射撃訓練等について区域等の情報を整備したもの。	防衛省HP 海上における射撃訓練等の実施予定について	2021年10月6日最終閲覧	無し	-					〃		ポリゴン	
		89	米軍演習区域	米軍の海上演習区域をGISデータ化したもの。	第2管区海上保安本部HP	2021年10月6日最終閲覧	無し	-						〃		ポリゴン

※2022年1月現在、保全エリアに一律指定しない方針であるものの、来年度以降の調整においてゾーニングマップにおける基本エリア設定を検討する項目。

表 3.1.1-1 配慮書における地域概況項目とゾーニングでレイヤーの作成に用いる情報

	配慮書の地域概況の項目	収集する文献・データの例	ゾーニングでレイヤーの作成に用いる情報 ※3.2.3～3.2.7と対応
自然的状況	気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	(陸上・洋上) 気象：地方気象台観測データ（気象庁） 大気質：AMeDAS データ（気象庁）、地方公共団体の調査結果 騒音、振動：地方公共団体の調査結果 (洋上) 水中音：水中音の魚類に及ぼす影響 等	3.2.3 環境保全に係る情報（生活環境） ①騒音等 ②風車の影：住宅（建物）、学校、福祉施設、騒音規制区域等 3.2.7 事業性に係る情報 ①風況：風況マップ等
	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	(陸上・洋上) 水質・底質：公共用水域水質観測結果（地方公共団体） (陸上) 水象：河川流況データ（国土交通省） 地下水の水質：地下水の水質観測結果（地方公共団体） (洋上) 海象：波浪観測点データ（国土交通省） 流況（海流・潮流）：海流統計・日本全国沿岸海洋誌 等	-
	土壌及び地盤の状況	(陸上) 土壌汚染の状況：地歴、ダイオキシン類の測定結果（地方公共団体） 地盤沈下の状況：苦情の状況（地方公共団体）	-
	地形及び地質の状況	(陸上) 地形・地質：地形分類図、表層地質図、土壌図（国土交通省） 日本の地形レッドデータブック 等 (洋上) 海底地形・地質：5 万分の 1 沿岸の海の基本図 海底地形地質調査報告書（地方公共団体） 等	3.2.3 環境保全に係る情報（生活環境） ③重要な地形及び地質：日本の地形データ、地方公共団体の重要な地形・地質、世界ジオパーク・日本パーク 3.2.7 事業性に係る情報 ②地形等：標高、水深、傾斜区分、上開度等
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	(陸上) 動物：レッドリスト、レッドデータブック（環境省、地方公共団体）、自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）（環境省）、河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省）、調査報告書（地方公共団体） 等 植物：レッドリスト、レッドデータブック（環境省、地方公共団体）、自然環境保全基礎調査 植生調査報告書、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）（環境省）、植物目録（地方公共団体）、河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省）、調査報告書（地方公共団体） 等 (洋上) 海洋生物：レッドリスト、レッドデータブック（環境省）、ストランディングデータ（(財) 日本鯨類研究所） 鳥類：レッドデータブック、調査報告書（地方公共団体）、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）（環境省） 海生爬虫類：レッドデータブック、調査報告書（地方公共団体）、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）（環境省） 魚類：レッドデータブック、調査報告書（地方公共団体） 底生生物：レッドデータブック、調査報告書（地方公共団体）、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）（環境省） 海藻藻類・藻場：自然環境保全基礎調査 重要沿岸域生物調査報告書・海域生物環境調査報告書 第 2 巻 藻場、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）（環境省） 漁業生物：地方公共団体の水産資料 等	3.2.4 環境保全に係る情報（生物多様性・自然環境・自然との触れ合い） ①動物（鳥類、その他）：イヌワシ、タカ 2 次メッシュ情報、オオワシ、ジロウシ 2 次メッシュ情報、渡るタカ類集結地 2 次メッシュ情報、なぶりルート・集結地、ガン類、チョウ類の主要な集結地 2 次メッシュ情報、シギ・チドリ類モニタリングサイト 1000、海鳥繁殖地、鳥を指した重要生息環境（IBA）、日本のジャ・オーストラリア地域渡り鳥重要生息地ネットワーク（EAAPF）加地、コクガンの行動圏に関するコウモリ洞の分布、コウモリ分布生哺乳類確認情報、ウミガメ産卵地 等 ②植物：植生自然度図、特定植物絶滅危惧種（植物）の分布情報、巨木林 ③重要な自然環境のまとまりの場里地里山、重要湿地、生物多様性重要地域（KBA）、干潟・藻場、ゴ礁分布、重要海域 ※ 動物種、植物種、自然環境のまとまりの場の選定に当たっては、保存法、文化財保護法等で指定された保全対象の種等を考慮する

景観等) 病院、
 景観等) 形レックな地本ジオ
 図、地
 り多様れ合い) くマシ・オリをす報、主・ハクツシュングサ「標とし「東ア性水鳥P)」参る情報、布、海卵地
 群落、巨樹・
 : 重要性保全・サン
 まとま種の保された

配慮書の地域概況の項目		収集する文献・データの例	レイ ※
自然的状況 (続き)	景観及び人と自然との 触れ合いの活動の状況	(陸上・洋上) 日本の自然景観(環境省)、周辺市町村の観光情報 等	3.2.4 環境 性・ ④景観:景 ⑤自然との 自然歩道 光資源
	一般環境中の放射性物質の 状況	(陸上・洋上) 放射線量:放射線モニタリング情報(原子力規制委員会)、放射線量の調査結果(地方公共団体)	
社会的状況	人口及び産業の状況	(陸上・洋上) 統計資料(地方公共団体)	
	土地・海域利用の状況	(陸上・洋上) 土地・海域利用:統計資料(地方公共団体) 土地・海域利用の規制状況:各種法規制指定地域図(国、地方公共団体)	3.2.6 社会 ①農地等: 又は採 ②航空法等 ター、1 ③電波法: ④気象レー ⑧航路等: 期航路、 ⑨防衛関係 軍施設
	河川、湖沼及び海域の 利用並びに地下水の利 用の状況	(陸上) 河川、湖沼、ため池:地形図 地下水の利用の状況:上水道の原水位置(地方公共団 体) (洋上) 海域の利用:漁業権設定区域等(海洋台帳)、港の位置	3.2.6 社会 ⑤港湾区域 接地域、 地、港 ⑥漁港区域 ⑦漁場等: 魚礁、三
	交通の状況	(陸上・洋上) 道路網:地形図 鉄道網:路線図 (陸上)交通量:道路交通センサス(国土交通省) (洋上)船舶航行:フェリー路線図	3.2.7 事業 ③インフラ
	学校、病院、住宅等そ の他環境配慮が必要な 施設の配置	(陸上・洋上) 学校:統計資料(地方公共団体) 病院等:統計資料 (地方公共団体) 住宅:地形図等	3.2.3 環境 ①騒音等 ②風車の 病院、市
	下水道、廃棄物の処理	(陸上・洋上) 下水道:地方公共団体資料 廃棄物:地方公共団体資料	
	法規制等の指定地域、 規制等	(陸上・洋上) 各種法規制等	3.2.5 環境 れた ①自然公園 道府県 ②自然環境 地域(国 指定)、 定) ③生息地等 ④鳥獣保護 道府県 ⑤世界遺産 世界遺産 地 ⑥生物圏保 ク):核 ⑦ラムサー 湿地

ゾーニングで マーカーの作成に用いる情報 ※3.2.3～3.2.7と対応
保全に係る情報（生物の多様 ・自然環境・自然との触れ合い） 景観資源、景観の主要な眺望点 の触れ合いの活動の場：長距離 道、海水浴場、潮干狩り場、観
—
—
調整が必要な地域 ：農用地区域、農業地域、農地 草放牧地 章：制限表面、航空路監査レー ダー（自衛隊・在日米軍） ：伝搬障害防止区域 ダー：気象レーダー位置 ：航路、緊急確保航路、主な定 船舶交通量 施設等：自衛隊施設、在日米 ・区域、自衛隊使用水域等
調整が必要な地域 成等：港湾、港湾区域、港湾隣 港則法適用港、港則法びよう 則法区域 成：漁港区域 ：漁業権、水産資源保護水面、 主な漁場
性に係る情報 ラ：道路、港湾
保全に係る情報（生活環境等） （再掲） 杉（再掲）：住宅（建物）、学校、 福祉施設、騒音規制区域等
保全等の法令等により指定さ と保護地域 等：国立公園、国定公園、都 立自然公園 保全地域：原生自然環境保全 国指定）、自然環境保全地域（国 自然環境保全地域（都道府県指
保護区：生息地等保護区 養区：鳥獣保護区（国指定、都 指 定） ：世界遺産地域及び緩衝地帯、 暫定一覽表記載遺産等の候補
保存地域（ユネスコエコパー 心地域、緩衝地域、移行地域 ール条約湿地：ラムサール条約

配慮書の地域概況の項目		収集する文献・データの例
社会的状況（続き）	法規制等の指定地域、 規制等（続き）	（陸上・洋上）各種法規制等（続き）
	既存風車の位置	（陸上・洋上）既設の風力発電所（発電所位置） 発電施設（風車位置）

注1：本表は、風力発電に係る配慮書の参考項目の構成を参考に作成した。

注2：上記の情報の他に、地域で配慮すべき情報等がある場合は適宜追加する必

	<p>ゾーニングで レイヤーの作成に用いる情報 ※3.2.3～3.2.7と対応</p>
	<p>⑧保安林：保安林 ⑨保護林及び緑の回廊：保護林、緑の回廊 ⑩国土保全等の観点からの指定地域等： 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域、海岸保全区域、低潮線保全区域 ⑪景観等関連：景観形成重点区域、景観重要建造物、景観重要樹木、景観地区・準景観地区、風致地区、緑地保全地域、歴史的風土保存区域及び特別保存地域、重要文化的景観等 ⑫文化財：国指定文化財等、選定文化財、都道府県・市町村指定文化財等 ⑬自然再生事業の対象となる区域：自然再生事業対象区域</p>
置)、風力	<p>3.2.7 事業性に係る情報 ③インフラ：系統連系マップ、発電所・変電所等 ④その他：既設の風力発電所、計画中の風力発電所</p>

要がある。

